

別 添

仕 様 書

1. 仕様

調達物品の品名・品質規格・予定数量・納入場所は下表のとおりとする。

品 目	品質規格	予定数量	特記事項 【納入場所】
レギュラー ガソリン	JIS K2202 2号	8,000 <small>リットル</small>	店頭（受注者給油所） ※岩手南部森林管理署遠野支署より概ね半径5km以内
灯油 （配達）	JIS K2203 1号	5,000 <small>リットル</small>	岩手県遠野市東館町7-39 岩手南部森林管理署遠野支署
合計		13,000 <small>リットル</small>	

2. 給油方法

ガソリンにあつては受注者住所の給油施設（但し、セルフ給油方式の給油施設は不可とする。）において、車両又は携行缶へ供給する店頭渡しによるものとする。

また、灯油については、タンクローリー車又は携行缶により納入場所に設置してあるホームタンクへの配達とする。

3. 予定数量の異動

発注者の都合により契約物件の予定数量に異動が生じても、受注者は異議を申し立てないものとする。

4. 納品確認

受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油伝票（以下「納品伝票」という。）を発注者に交付するものとする。

また、発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名又は記名し、受注者にその受領書を交付するものとする。

前項の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。

但し、納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名又は記名の無いものは無効とする。

5. 請求

この請求は契約期間中、月1回を超えることはできない。

6. 予定数量増に伴う変更契約

契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、頭書の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ変更契約するものとする。

7. 契約単価の変動による変更契約

その月の最終週の一般小売価格・給油所石油製品・週次調査（以下「週次調査」という。）の価格が契約時または直近の変更契約時の週次調査の価格に対して**3.0円**以上変動した場合は、協議のうえ、契約単価を変更することができるものとする。

2回目以降の変更契約は、その月の第3週の週次調査等の価格が、直近の変更契約時の週次調査等と比較して、契約油種の1種以上が**3.0円**以上変動した場合とし、協議のうえ単価契約を変更することができるものとする。

いずれの変更契約も変更契約の要因となった油種だけでなく、全ての油種を変更できるものとする。